

兵高教組

2020年10月13日

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185

URL : http://www.hyogo-kokyoso.com

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

# 調査情報 14号

## 公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を導入することの不合理 長時間労働がさらに押しつけられるのに、超勤は覆い隠される？！

前回は、労働基準法が必須としている労使協定ではなく条例制定のみで公立学校に「1年単位の变形労働時間制」を導入しようとする理不尽な法改正のことや、厚生労働省の通知・指針で、週の労働時間をあらかじめ定めておくことが困難な業務については制度を適用する余地はないとされていることなどを見ました。今回は、制度を導入した場合のイメージと、具体的なデメリットを見ていきましょう。

### 勤務時間を延ばしても、他の日の業務が減るわけではない

この制度の最大の問題は、平日の勤務時間が延長されることです。しかも、他の日の業務が削減されるわけではありません。いま学校の勤務時間は1日7時間45分ですが、1時間延ばすと8時間45分になります。労働時間が8時間を超えるため休憩時間45分を1時間にしないといけなくなり、例えば通常午前8時15分から午後4時45分までの勤務である場合、延長された勤務時間の終了は午後6時になります。「今でも8時、9時まで残っているのだから問題ない」という声があるかもしれませんが、延長した分だけ他の日の業務を減らすというわけではなく、それどころか、所定の勤務時間が延長された分、業務が多く設定されることにもなりかねません。民間企業でも、变形労働時間制を導入している職場のほうが、導入していない職場より総労働時間が長いという結果が出ています。

文科省の調査によると、全国の教職員の出勤時刻の平均は朝7時半で、退勤は午後7時1分です。所定の勤務時間を過ぎてから退勤するまでの仕事の多くは、授業の準備等の個別に行う仕事や部活動指導などですが、勤務時間が6時までにされて、そこまで打合せや生徒指導などが入ると、個別の仕事は6時以降からになってしまいます。退勤時刻は午後7時よりさらに遅くなってしまいうでしょう。または、仕事を持ち帰るか、翌朝早く出勤するか。いずれにしても、今よりもっと勤務時間が延びてしまうことは目に見えています。業務は減らず、長時間労働がさらに進むのに、所定の勤務時間を過ぎてからの勤務（超勤）は減ったことにされてしまうのです。

また、勤務時間が延長される部分では、今ならやむなく持ち帰り仕事にするなどで帰れているのが、年休などをとらないと帰れなくなります。

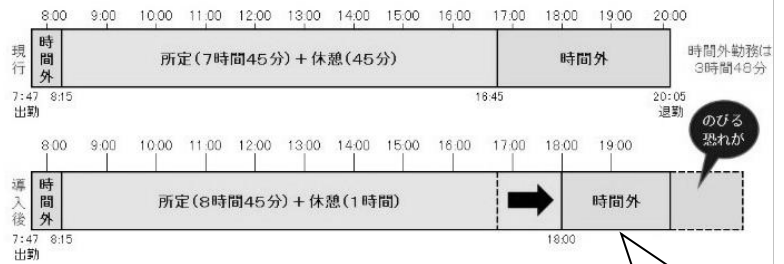
(次回は、強引に制度を導入しようとする理由と兵庫県の教職員の勤務の実態を見ていきます)

所定の勤務時間と残業時間の比較（月平均）

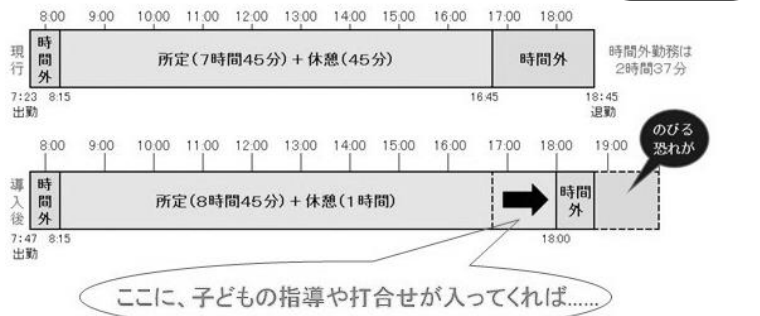
	所定の勤務時間	残業時間	合計
通常の勤務時間制度	180.9時間	23.2時間	204.1時間
变形労働時間制	195.9時間	27.0時間	222.9時間

労働政策研究・研修機構・労働政策研究報告書「仕事特性・個人特性と労働時間」より

#### 高校教員(全日制)に变形労働時間制が導入されると…… (2012年全教勤務実態調査における高校教員の平均的な勤務実態にあてはめたもの)



#### 特別支援学校に变形労働時間制が導入されると…… (2012年全教勤務実態調査における特別支援教員の平均的な勤務実態にあてはめたもの)



## 「1年単位の变形労働時間制」導入に反対する署名にご協力ください